

財団法人 朝鮮奨学会

The Korean Scholarship Foundation

2011年度

大学・大学院奨学生募集要項

# 財団法人 朝鮮奨学会

## 2011年度 大学・大学院奨学生募集要項

### 1. 応募資格

次の事項に該当する者。

- ①日本の大学の学部（短期大学も含む）および大学院の正規課程に在籍している韓国人・朝鮮人学生（外国人登録上の国籍表示が韓国もしくは朝鮮、本国からの留学生も含む）。
- ②成績が優良で学費の支弁が困難な者。
- ③他の奨学金を受給していない者（本会奨学金と同額未満の給与奨学金、「日本学生支援機構」等の貸与奨学金、学内奨学金は受給していても応募できる）。

※ 学部生の応募は2学年以上。

#### 2010年度本会の大学・大学院奨学生であった場合

- ・進級して学部および修士課程・博士課程・専門職課程に在学している者は継続生として応募できる。
- ・進学して修士1年生もしくは博士1年生になった者は新規大学院生として応募できる。
- ・短期大学卒業後、4年制大学の3年生以上に編入した者は新規生として応募できる。
- ※ 留年した者、学部を卒業して学士編入した者は応募できない。
- ※ 2010年度に採用された者でも辞退した場合は新規応募となる。

#### 2010年度本会の大学・大学院奨学生でなかった場合（新規生として扱う）

- ・学部（短期大学、医・歯・薬・獣医系の6年制大学も含む）の2学年以上に在籍する者。
- ・大学院の修士課程・博士課程・専門職課程に在籍する者。
- ※ 韓国人留学生の新規応募については、「5. 応募方法」の「②留学生」を参照すること。

- ◇ 新規の応募者については2011年4月1日現在、学部生は満30歳以上、大学院生（修士・博士・専門職）は満40歳以上の場合、応募できない。
- ◇ 大学院において各課程の最短履修年限を超えて在籍している者は応募できない。
- ◇ 本国からの留学生で、交換留学生として在学している者は応募できない。
- ◇ 研究生、別科生、専攻生、聴講生は応募できない。
- ※ 学部生の学業成績は、修得総科目の成績評価値が原則として2.7以上であること（優=5、良=3、可=1とし、その平均値とする）。

### 2. 奨学金金額と募集人数

学部生		月額 25,000円	650名(継続生・新規生)
大学院生	修士課程・専門職課程	月額 40,000円	100名(継続生・新規生)
	博士課程	月額 70,000円	

### 3. 給付期間

奨学金の給付期間は1年間（4月～翌年3月まで）である。

- ◇ 6年制（医・歯・薬・獣医系）の学部生の最長受給年限は4年間である。
- ◇ 博士課程（博士後期課程）の最長受給年限は2年間である（2010年度新規生から適用）。
- ※ 継続して奨学金の受給を希望する場合は、翌年度に再応募し審査を受けなければならない。

### 4. 募集期間

2011年4月1日（金）～ 5月2日（月）消印有効

※ 締切日当日または前日の場合は速達にすること。

## 5. 応募方法

- ① 特別永住者等（永住者、定住者、家族滞在などを含む）  
期間内（消印有効）に、後記の国会あてに応募書類を一括して必ず特定記録で郵送すること。  
A4サイズの封筒（角形2号）を使用し「願書在中」と朱書きすること。
- ② 留学生  
継続応募者は①と同じ。新規に応募する場合は各大学の奨学金担当の部署を通じてのみ応募できる。個人で直接応募できないので注意すること。大学ごとに募集方法や書類の提出期日が異なるので、大学の担当部署に問い合わせること。  
※ 関西地域（滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山）の大学に在学している者は関西支部に、それ以外の地域は本部に郵送すること。国会事務所の窓口で直接の受け付けはしない。  
※ 日本国外から送る場合は、EMS（国際スピード郵便）など伝票が手元に残る方法で郵送すること。

## 6. 応募書類

- ① 大学・大学院奨学生願書 1通(国会所定様式:4ページ 写真貼付:タテ4.5cm×ヨコ3.5cm)
- ② 研究計画書(大学院生のみ) 1通(国会所定様式:既発表論文がある場合は添付すること)
- ③ 在学証明書 1通(2011年4月1日以降発行)
- ④ 学業成績証明書 1通
- ⑤ 推薦書 1通(国会所定様式:親展にすること)
- ⑥ 外国人登録証明書の複写 1枚(A4判用紙を使用すること。登録原票記載事項証明書も可)
- ⑦ 収入・所得に関する書類  
A 特別永住者等(永住者、定住者、家族滞在などを含む)の場合  
・給与所得者は「源泉徴収票」  
・給与所得以外は「確定申告書(控)」（税務署の受付印があるもの）、もしくは「申告内容確認票(電子申告)」（受信通知又は即時通知を添付）  
・主たる家計支持者が収入の無い場合や年金受給者等の場合は「所得証明書（市町村役場発行）」を提出すること。  
※主たる家計支持者のみ提出すること。  
※上記書類はコピーでも可とする(A4判用紙を使用すること)。  
B 留学生の場合  
・収入等に関する調査書(国会所定様式)
- ⑧ 返信用封筒 1通(新規大学院生のみ2通 定形 長形3号 23.5cm×12.0cm)  
(応募者の郵便番号、現住所、姓名を表書きし90円切手を貼付すること)
- ⑨ 応募書類チェックシート 1通(国会所定様式)

## 7. 願書請求方法

願書等、所定の用紙は本部・関西支部で配布する。また国会ホームページからダウンロードできる。郵送を希望する場合は、現住所と姓名を表書きしたA4サイズの封筒（角形2号 140円切手を貼付）を同封して請求すること。

## 8. 選考と結果

書類審査と必要により面接審査を行う。面接を行う場合は別途通知する。選考結果は継続応募者は6月中旬、新規応募者は7月下旬までに大学と応募者本人に文書で通知する。

選考結果（「採用」及び「不採用」）についての問い合わせには応じない。また、提出した応募書類は返却しない。

※ 国会の奨学金は給付制であり返還の義務はない。採用された学生は国会の諸行事に出席しなければならない(遠方地は考慮する)。

※ 応募後に他の給与奨学金(返還義務のないもの)受給が決定した場合は必ず連絡すること。  
国会奨学金と同額以上の重複受給は認めない。

※ 応募書類によって得た個人情報、選考および応募者本人との連絡以外の目的には使用しない。ただし奨学金の重複受給を確認する目的に限り、他の奨学金団体に姓名・生年月日等を開示することがある。

財団法人 朝鮮奨学会 <http://www.korean-s-f.or.jp>

本 部 〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-8-1 新宿ビル9階  
電話 03-3343-5757 fax 03-3344-3947  
関西支部 〒536-0007 大阪府大阪市城東区成育 5-22-10  
電話 06-4255-3618 fax 06-4255-3617

\*\*\*\*\*  
**財団法人朝鮮奨学会について**  
\*\*\*\*\*

○本会の歩みと現在

朝鮮奨学会は日本で勉学している同胞学生を支援するための奨学育英機関で、100余年の歴史があります。1943年、日本政府から公益事業をする「財団法人朝鮮奨学会」としての認可を得ました。

歴史の流れとともに幾多の変遷がありました。1957年に所属団体や思想・信条の違いなどを超越し、在日同胞が一致団結して理事会を再建しました。その後、日本の学識経験者とともに理事会・評議員会を構成して今日まで同胞学生のための育英事業を推進しています。

奨学会は現在、東京の新宿（本館）、代々木（別館）と大阪（関西奨学会館）にビルを所有し、これらの基本財産から得られる収益で、日本の高校・大学・大学院で学ぶ同胞学生に奨学金を給付するなどの事業を行っています。奨学会は日本政府からも本国の南・北の政府からも財政的援助を受けず、自主財源のもとに運営されています。

○主な事業

朝鮮奨学会は、成績優良でありながら学費の支弁が困難な在日同胞学生と留学生に奨学金を給付しています。大学・大学院の奨学生は1961年からの本格的な奨学金給付事業の再開以来、延べ約2万7千名、高校・高専の奨学生は1966年以降で延べ約4万2千名になり、その奨学事業費の総額は122億円に達します。

奨学生を対象に講演会や国語講座、ウリマル発表会を行い、会報誌『セフルム』を通して民族の心と文化を育み、交流会や懇談会を開いて親睦をはかっています。また、大学院生の研究発表会を開催し、『学術論文集』を刊行して学術研究の奨励を行っています。

財団法人朝鮮奨学会寄附行為 第2章 目的および事業

第3条 この法人は、日本の諸学校に在学する韓国人・朝鮮人学生に対し奨学援護を行い、もって有為な人材を育成することを目的とする。

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 進学の指導斡旋
2. 学資金の給貸与
3. 職業の補導斡旋
4. 会館の経営
5. 厚生、衛生に関する事業
6. その他必要な事業

奨学金給与規程 第1章 総則

財団法人朝鮮奨学会寄附行為第4条に基づきこの規程を定める。

(奨学生の資格)

第1条 本会の奨学生となるものは、韓国人・朝鮮人であって、学校教育法第1条に規定する高等学校、大学（大学院を含む）に在学し、学業、人物ともに優秀で、かつ健康であって、学資の支弁が困難と認められるものでなければならない。

조선장학회  
**財団法人 朝鮮奨学会**  
The Korean Scholarship Foundation

<http://www.korean-s-f.or.jp>